

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	産業振興課
契約締結年月日	令和 4 年 6 月 28 日
契約者名	甲府商工会議所
契約名	県産ジュエリー中東販路開拓調査業務委託契約
契約金額 (税込み)	6,893,000 円
随意契約理由	<p>本業務は、ジュエリー産地山梨の有力な販路として、アラブ首長国連邦（UAE）を中心とする中東諸国を捉え、製品輸出を行う企業の増加等によって、産地全体の大幅な収益増と県産ジュエリーの更なる品質向上を実現すること、さらには同地域における山梨ブランドの確立を図ることを目的としている。</p> <p>甲府商工会議所は、商工会議所法（昭和 28 年 10 月 1 日）に基づく特別認可法人として改編された日本商工会議所の会員及び地方組織である（全国では 515 会議所）。甲府商工会議所には、会員事業所の業種に応じた 8 つの部会を設置しており、業界を取り巻く諸問題や経済環境の変化等に対応すべく業界の意見・情報を収集、事業に反映している。中でも、県内宝飾関係業者の大半が加入している水晶宝飾部会（387 社）は、全国の会議所でも唯一の部会である。さらに、同会議所は、ジュエリー産地山梨の発展のため、業界団体の指導・育成や技術者育成事業、海外販路開拓事業、産地ブランド展開事業等に尽力し、宝飾業界の信頼の厚い団体である。</p> <p>今般の販路開拓事業においては、通常のマーケティング調査と異なり、中東地域のマーケットへの参入を前提とした場合の最大の問題である、「商品開発」に必要な情報を収集すること、ならびに産地の実情をふまえた県産ジュエリーの「実際的な進出方法の調査・検討」が目的である。これら当事業における業務の特殊性から、独立行政法人日本貿易振興機構や民間企業等への一括委託は困難である。当事業の目的の達成には、ジュエリー製造事業者等から調査員を選出して調査体制を構築し、現地調査及び業界全体へのフィードバックを実施する必要がある、これらの業務を宝飾業界と連携しつつ遂行及び統括できるのは、業界を知悉しネットワークを有する、安定した組織体である甲府商工会議所のみである。</p> <p>以上より、本事業の業務委託先は甲府商工会議所のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、「性質または目的が競争入札に適しないもの」であることから、随意契約とする。</p> <p>また、同理由から同社以外が見積書を提出できないため、山梨県財務規則第 137 条第 3 項の「特別な理由」に該当することから、見積合わせを省略することとする。</p>
随意契約の適用 条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 山梨県財務規則第 137 条第 3 項